

15 心身障害(児)者の福祉

心身障害児者の福祉の向上を図るため身体障害者福祉法、知的障害者福祉法をはじめ各種の実施要綱等により、自立及び社会参加の促進等を行います。

(1) 手帳の交付

① 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づく手帳で、医療費の助成や公共交通機関の割引などの福祉サービスを利用するために必要となります。

厚生労働省が定めた基準（等級）により、1級から6級までに区分されます。

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	うち 18 歳未満
3 年 度	視覚障害	114	110	15	12	28	16	295	0
	聴覚・平衡機能障害	7	86	85	185	0	221	584	4
	音声・言語・ そしゃく機能障害	4	6	30	44	－	－	84	1
	肢体不自由	563	490	480	635	380	161	2,709	34
	内部障害	951	12	157	328	－	－	1,448	17
	計	1,639	704	767	1,204	408	398	5,120	56
4 年 度	視覚障害	111	104	18	11	24	12	280	0
	聴覚・平衡機能障害	8	84	80	192	0	198	562	4
	音声・言語・ そしゃく機能障害	2	6	31	43	－	－	82	1
	肢体不自由	517	451	424	577	385	150	2,504	36
	内部障害	913	13	196	355	－	－	1,477	16
	計	1,551	658	749	1,178	409	360	4,905	57
5 年 度	視覚障害	112	95	17	11	24	11	270	1
	聴覚・平衡機能障害	7	81	73	213	0	194	568	3
	音声・言語・ そしゃく機能障害	2	6	31	43	－	－	82	1
	肢体不自由	498	430	405	549	374	143	2,399	38
	内部障害	904	12	209	357	－	－	1,482	19
	計	1,523	624	735	1,173	398	348	4,801	62
6 年 度	視覚障害	110	90	14	12	27	10	263	2
	聴覚・平衡機能障害	8	80	72	225	0	187	572	3
	音声・言語・ そしゃく機能障害	1	6	29	41	－	－	77	1
	肢体不自由	475	408	381	524	352	136	2,276	34
	内部障害	892	12	235	372	－	－	1,511	16
	計	1,486	596	731	1,174	379	333	4,699	56

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	うち 18 歳未満
7 年 度	視覚障害	103	88	15	11	30	10	257	1
	聴覚・平衡機能障害	6	77	69	241	0	181	574	3
	音声・言語・ そしゃく機能障害	1	7	31	40	－	－	79	1
	肢体不自由	447	392	373	499	333	140	2,184	33
	内部障害	904	10	238	397	－	－	1,549	15
	計	1,461	574	726	1,188	363	331	4,643	53

② 療育手帳

療育手帳は、知的障害児者に対して一貫した指導・相談や各種の援助を受けやすくするために交付されます。18 歳未満の場合は児童相談所、18 歳以上の場合は知的障がい者更生相談所において、知的障害と判定された方が対象となります。

障害の程度は A（重度）、B（中軽度）に区分され、原則として就学前は 2 年毎、就学後から 18 歳未満は 5 年毎に程度確認の判定（更新）が行われます。

（療育手帳の交付）

	A	B	合計
3 年度	437 (46)	750 (140)	1,187 (186)
4 年度	446 (50)	764 (135)	1,210 (185)
5 年度	444 (57)	768 (143)	1,212 (200)
6 年度	437 (49)	780 (139)	1,217 (188)
7 年度	452 (55)	781 (129)	1,233 (184)

※（ ）はうち 18 歳未満の所持者数

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のある方が医療費の助成や公共交通機関の割引、その他の支援などを受けやすくするために交付されます。

県精神保健福祉センターにおいて精神障害と判定された方で、障害の程度は 1 級（重度）、2 級（中度）、3 級（軽度）に区分され、2 年毎の判定（更新）が必要となります。

（手帳所持者数）

	1 級	2 級	3 級	合計
3 年度	125 (0)	416 (1)	238 (2)	779 (3)
4 年度	111 (0)	407 (0)	250 (3)	768 (3)
5 年度	106 (0)	433 (0)	253 (2)	792 (2)
6 年度	103 (1)	421 (0)	286 (2)	810 (3)
7 年度	91 (1)	426 (0)	302 (0)	819 (1)

※（ ）はうち 18 歳未満の所持者数

(2) 自立と社会参加のための施策

① 障害者福祉都市の推進

昭和 56 年の「障害者福祉都市宣言」以降、障害者の住みよいまちづくりを目指す「建築物等に関する福祉環境整備要綱」の制定や「鶴岡市障害者保健福祉計画」を策定し、自立と社会参加を促進するための福祉サービスなど、様々な施策を展開しています。

② 身体障害者相談員

同じ障害を持つ当事者の立場から、身体障害者相談員が必要な相談や情報提供、関係機関へのつなぎ等の支援を行います。

令和 8 年度

(人)

鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計
6	2	2	1	1	1	13

③ 知的障害者相談員

同じ障害を持つ家族や養護者の立場から、知的障害者相談員が必要な相談や情報提供、関係機関へのつなぎ等の支援を行います。

令和 8 年度：2 名

④ 特別障害者手当

(令和 8 年度予算額 57,060 千円)

精神または身体に著しく重度の障害がある 20 歳以上の方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給します。

支給要件：福祉施設入所者又は 3 ヶ月以上入院している場合を除く

月 額：30,450 円、年 4 回（2.5.8.11 月）支給（所得制限あり）

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
受給者数	198	166	154	147	147

⑤ 障害児福祉手当

(令和 8 年度予算額 15,304 千円)

精神または身体に著しく重度の障害がある 20 歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給します。

支給要件：福祉施設入所者を除く

月 額：16,560 円、年 4 回（2.5.8.11 月）支給（所得制限有り）

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
受給者数	79	77	75	76	73

⑥ 福祉手当

(令和 8 年度予算額 392 千円)

従来福祉手当を受給者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金を支給されない方に対して、経過措置として、従前の例により支給します。（支給要件、月額額は障害児福祉手当に同じ）

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
受給者数	2	2	2	2	2

⑦ 身体障害者巡回相談

遠隔地域に考慮し、山形県身体障がい者更生相談所が身体障害者手帳の交付や補装具の給付に関する相談・判定(肢体・聴覚)を行っており、鶴岡市では年3回実施されます。

実施主体：山形県身体障がい者更生相談所

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
手帳交付決定件数	10	12	11	8	4
補装具交付決定件数	15	19	12	11	10
相談者人数	19	22	23	18	19

⑧ あんしん見守りコール

(令和8年度予算額 151千円)

一人暮らしの障害者に対し、通報や会話ができる通信機器を設置し、生活、健康などに関する相談、安否確認、緊急時の対応を支援します。

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
利用者数	3	4	4	4	4

⑨ 紙おむつ購入費助成

(令和8年度予算額 3,458千円)

寝たきりの重度心身障害児者で常時失禁状態の方に紙おむつの購入費を助成します。

対象者：生計中心者の所得税額が6万円未満の方

助成限度額：市民税非課税世帯・生計中心者所得税非課税 月額7,000円

市民税課税世帯・生計中心者所得税非課税 月額5,000円

市民税課税世帯・生計中心者所得税6万円未満課税 月額2,000円

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
支給人数	68	66	65	71	73
支給延月数	809	728	735	768	731

⑩ 人工透析患者通院交通費助成

(令和8年度予算額 582千円)

人工透析療法を受けるために、医療機関に交通機関を利用して通院している方の交通費を助成します。

助成額：実際の通院交通費と交付基準額を比較していずれか低い額

対象：下記の要件のいずれにも該当する方

- ・じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた方
- ・医療機関に交通機関（自家用車を含む）を利用して通院している方
- ・本人及び同居世帯生計中心者の前年分の所得税が非課税の方

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
受給者数	28	25	25	25	22

⑪ 在宅酸素療法者支援事業

(令和 8 年度予算額 327 千円)

呼吸器機能障害により在宅酸素療法を行い、酸素濃縮器を使用する方の電気料金の一部を助成します。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
受給者数	14	17	12	13	18

⑫ 重度心身障害（児）者社会参加促進事業

(令和 8 年度予算額 20,600 千円)

重度心身障害者の社会参加を促進するため、タクシー利用費や給油費の一部を助成します。

対象者：身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

タクシー券：1 枚 500 円 36 枚つづりの券を各年度 1 回交付

給油券：1 枚 500 円 18 枚つづりの券を各年度 1 回交付

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
タクシー券交付	1,679	1,560	1,492	1,420	1,309
給油券交付者	1,008	1,020	1,017	1,066	1,140

※給油券は車の所有状況により対象となる条件があります。

⑬ 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

(令和 8 年度予算額 100 千円)

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語習得などの発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
利用者数	0	2	2	2	4

⑭ 心身障害者扶養共済制度

保護者が死亡または高度障害になった場合、残された心身障害者に生涯にわたって年金を支給する制度です。

知的障害者・身体障害者手帳 1～3 級の心身障害者を扶養している 65 歳未満の保護者が加入することができます。(掛金は加入者の年齢により月額 9,300 円～23,300 円)

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
加入者数	32	29	26	25	21
受給者数	74	70	68	63	64

⑮ 障害者住宅設備資金の融資あっせん（利子補給）

障害者の住宅環境を改善するために資金の融資あっせんを行います。

(事業開始年度 昭和 61 年度)

対 象：身体障害者手帳 1～4 級または療育手帳 A の所持者と同居する世帯

融資限度額：300 万円で年利 2.3%を上限に利子補給 120 か月の元利均等月賦償還

(3) 在宅障害者への福祉サービス

① 居宅介護（身体介護・家事援助）

ホームヘルパーが障害者等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、その他の援助を行います。

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実利用者数	199	203	209	203	210
延訪問時間	28,438	28,511	28,389	27,819	27,255

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者に対し、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談・助言など、生活全般にわたる援助や外出時の移動の介護を行います。

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実利用者数	6	6	6	4	5
延訪問時間	1,914	1,912	1,769	1,796	2,063

③ 生活介護

常時介護を必要とする障害者に対し、施設において日中の入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談助言、創作的な活動や生産活動の機会の提供などを行います。

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実利用者数	382	380	393	396	397
延利用日数	84,499	80,914	84,479	84,088	86,479

④ 自立訓練（生活訓練）（機能訓練）

知的障害、精神障害のある方に、入浴、排せつ、食事等に関して自立した日常生活を営むために必要な訓練や生活等に関する相談、助言などの生活訓練を行います。

身体障害のある方には、理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション、生活等に関する相談や助言などの機能訓練を行います。

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実利用者数	85	68	72	69	63
延利用日数	11,878	9,465	7,429	7,566	6,968

⑤ 就労移行支援

一般企業等への就職を希望する障害のある方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実利用者数	44	39	43	41	45
延利用日数	4,811	4,529	3,277	3,696	5,085

⑥ 就労継続支援（A型）

一般の事業所での就労が困難な障害者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供し、知識や能力の向上に必要な訓練を行います（雇用型）。

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実利用者数	116	98	91	79	36
延利用日数	23,599	19,180	18,822	12,565	7,643

⑦ 就労継続支援（B型）

一般の事業所や就労継続支援A型事業所での就労が困難な障害者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供し、知識や能力の向上に必要な訓練を行います（非雇用型）。

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実利用者数	637	657	658	696	722
延利用日数	127,228	130,689	127,622	131,998	144,685

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等を利用して、一般の事業所に新たに雇用された障害者が長く働き続けられるように、企業や障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整を行い、働くうえで生じる問題について相談、助言等の必要な支援を行います。

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実利用者数	10	8	10	6	6
延利用日数	79	82	95	62	124

⑨ 放課後等デイサービス

小学校から高校までの障害児を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と連携して障害児の自立の促進や放課後等の居場所づくりを行います。

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実利用者数	220	234	260	282	276
延利用日数	37,420	37,826	41,850	42,412	45,857

⑩ 児童発達支援

就学前の障害児を対象に、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や集団生活への適応のための訓練を行います。

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実利用者数	32	38	52	56	59
延利用日数	3,702	3,980	4,923	4,144	4,985

⑪ 短期入所

介護者が病気、事故等により、一時的に介護できなくなった場合に短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事などの介護を行います。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
利用件数	1,178	1,078	1,282	1,333	1,537
延利用日数	6,289	5,880	5,518	5,365	6,139

⑫ 補装具の交付

(令和 8 年度予算額 25,000 千円)

身体障害者が失った身体機能を補うための補装具の交付や修理を行います。

対 象：身体障害者手帳の所持者、難病患者等（所得に応じて一部負担あり）

《 令和 7 年度実績 》

	交 付				修 理			
	件数	公 費	自 費	計	件	公 費	自 費	計
義 肢	2	1,043,264	74,400	1,117,664	3	49,996	4,647	54,643
装 具	38	4,302,493	260,749	4,563,242	21	398,094	14,737	412,831
姿勢保持装置	8	4,077,127	111,600	4,188,727	14	1,269,856	43,924	1,313,780
視覚障害者安全つえ	5	28,394	4,852	33,246	0	0	0	0
補 聴 器	71	5,776,731	1,868,791	7,645,522	23	726,504	31,522	758,026
車 椅 子	19	4,799,298	200,094	4,999,392	37	1,666,067	65,411	1,731,478
電動車椅子	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	13	1,749,761	90,287	1,840,048	6	128,152	10,670	138,822
計	156	21,777,068	2,610,773	24,387,841	104	4,238,669	170,911	4,409,580

⑬ 自立支援医療（更生医療）の給付

(令和 8 年度予算額 68,040 千円)

身体障害手帳所持者の身体上の障害を軽減し、日常生活や職業能力の回復を図るための医療費の給付を行います。

対象：心臓機能障害、腎臓機能障害、肢体不自由などの障害による身体障害者手帳所持者

《 令和 7 年度実績 》

障害区分	件数	公費負担	社会保険	自己負担	合 計
聴 覚	0	0	0	0	0
そしゃく	9	23,014	80,549	11,507	115,070
肢 体	4	137,320	2,730,550	93,130	2,961,000
心 臓	67	13,611,503	155,071,897	565,500	169,248,900
じん臓	802	87,445,183	86,138,276	1,635,677	175,219,136
肝 臓	39	755,044	2,047,868	122,528	2,925,440
免 疫	16	1,933,927	3,723,578	90,185	5,747,690
計	937	103,905,991	249,792,718	2,518,527	356,217,236

⑭ 自立支援医療（育成医療）の給付

（令和 8 年度予算額 941 千円）

身体障害児、またはそのまま放置すると障害を残すと認められる疾患のある児童について、手術等により障害を軽減し、生活や能力向上のための医療費の給付を行います。

《令和 7 年度実績》

障害区分	件数	公費負担	社会保険	自己負担	合 計
視 覚	3	74,954	338,965	10,701	424,620
聴 覚	2	102,351	1,464,259	10,000	1,576,610
そしゃく	12	110,156	1,114,522	11,532	1,236,210
肢 体	3	114,098	4,357,211	10,971	4,482,280
心 臓	6	294,251	8,075,640	27,409	8,397,300
じん臓	0	0	0	0	0
その他内臓	5	127,886	1,151,563	21,411	1,300,860
計	31	823,696	16,502,160	92,024	17,417,880

⑮ 自立支援医療（精神通院医療）の給付

精神患者やてんかんで通院を必要とする方に対して、申請により自己負担以外の医療費の公費負担を行います。

自己負担：原則医療費の 1 割負担（世帯の所得水準等により 1 ヶ月の負担上限有り）

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
受 給 者 数	1,551	1,597	1,619	1,691	1,759

⑯ 計画相談支援

障害福祉サービス利用申請時のサービス等利用計画案の作成やサービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成を行います。

また、作成されたサービス等利用計画が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
作成件数（実人数）	1,311	1,320	1,315	1,309	1,327

⑰ 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する際に障害児支援利用計画の作成を行います。また、利用開始後の一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
作成件数（実人数）	261	277	327	349	349

⑱ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための相談等の支援を行います。

相談・支援内容

- ・他の地域生活に移行するための活動に関する相談
- ・地域生活への移行のための外出時の同行
- ・障害福祉サービスの体験利用、体験宿泊、地域移行支援計画の作成など

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
支援件数	0	2	0	5	0

⑭ 地域定着支援

単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急時に支援が必要な事態が生じた際の相談や支援を行います。

対 象：地域生活を継続するために緊急時の支援が必要と認められる次のいずれかの方

(1) 居宅において単身で生活する方

(2) 居宅において家族等と同居していても同居家族等からの緊急時の支援が見込めない方

※グループホーム（共同生活援助）、宿泊型自立訓練の入居者は対象外

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
支援件数	42	69	59	53	26

(4) 地域生活支援事業

① 障害者相談支援事業

(令和8年度予算額 39,259千円)

在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用の援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、就労支援、介護相談や情報の提供等を行うことで、障害者やその家族の地域における生活を支援し、在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

障害者…総合保健福祉センターにこふる内「鶴岡市障害者相談支援センター」

障害児…あおば学園内「相談支援センターあおば」

利用者数		5年度			6年度			7年度		
		障害者	障害児	計	障害者	障害児	計	障害者	障害児	計
実人数		958	455	1,413	661	468	1,129	639	518	1,157
延人数	身体障害	2,271	124	2,395	2,015	133	2,148	2,084	131	2,215
	重症心身障害	330	31	361	276	29	305	229	16	245
	知的障害	3,846	542	4,388	3,895	497	4,392	3,700	320	4,020
	精神障害	2,378	15	2,393	2,140	53	2,193	2,176	52	2,228
	発達障害	320	652	972	267	711	978	297	533	830
	高次脳機能障害	127	0	127	138	0	138	77	0	77
	その他	586	386	972	519	345	864	470	165	635

支援 方法	件数			支援内容	件数		
	5 年度	6 年度	7 年度		5 年度	6 年度	7 年度
訪問	2,522	2,513	2,359	福祉サービスの利用等に関する支援	8,106	7,987	7,079
来所相談	731	784	707	障害や病状の理解に関する支援	543	466	516
同行	361	345	291	健康・医療に関する支援	1,288	965	939
電話相談	3,595	3,652	3,569	不安の解消・情緒安定に関する支援	626	373	419
電子メール	166	93	123	保育・教育に関する支援	311	246	180
個別支援	77	98	50	家族関係・人間関係に関する支援	549	328	320
関係機関	7,531	7,257	6,910	家計・経済に関する支援	381	259	236
その他	283	228	233	生活技術に関する支援	244	93	148
計	15,266	14,970	14,242	就労に関する支援	244	194	127
				社会参加・余暇活動に関する支援	249	85	111
				権利擁護に関する支援	157	76	83
				その他	306	211	229
				計	13,004	11,283	10,387

② 手話通訳者設置事業

(令和 8 年度予算額 2,982 千円)

聴覚障害者等の相談支援やコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を配置しています。

委託先：社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市障害者相談支援センター

③ 手話奉仕員派遣事業

(令和 8 年度予算額 900 千円)

聴覚障害者などの外出先での意思伝達のサポートを行う手話奉仕員を派遣します。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
派遣回数	217	244	277	274	293
延派遣時間数	509	671	794	697	754

④ 手話奉仕員養成事業

(令和 8 年度予算額 518 千円)

手話奉仕員派遣事業等の人材を確保するために、手話奉仕員養成講座を実施します。

委託先：社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市障害者相談支援センター

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
回数	20	22	22	23	22
受講者数	16	11	24	19	21

⑤ 要約筆記奉仕員派遣事業

(令和 8 年度予算額 900 千円)

聴覚障害者などが外出する際の意思伝達のサポートを行う要約筆記奉仕員を派遣します。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
派遣回数	14	22	30	36	44
延派遣時間数	244	370	450	567	545

⑥ 日常生活用具給付等事業

(令和 8 年度予算額 29,520 千円)

在宅の重度身体障害・知的障害児者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（特殊寝台、歩行支援用具など）を給付し、日常生活の便宜を図ります。

《令和 7 年度実績》

	件数	給付額	備 考
介護・訓練支援用具	3	291,193	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、移動用リフト 等
自立生活支援用具	13	555,225	入浴補助具、杖、移動・移乗支援用具、特殊便器 等
在宅療養支援用具	45	1,154,960	吸引器、電気式たん吸引器、ネブライザー、人工鼻 等
情報・意思疎通支援用具	7	581,010	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、聴覚障害者用通信装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計 等
排泄管理支援用具	2,233	23,091,589	ストーマ用装具、収尿器 等
住宅改修費	2	208,420	
計	2,303	25,882,397	

⑦ 移動支援事業

(令和 8 年度予算額 1,183 千円)

屋外での移動に困難がある障害児者に対して外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

	登録者数	実利用者数	延利用回数
3 年度	145	22	374
4 年度	144	25	383
5 年度	143	27	416
6 年度	144	23	376
7 年度	144	19	361

⑧ 地域活動支援センター事業

(令和 8 年度予算額 6,400 千円)

障害者が地域で安心して生活できるよう支援するため「地域活動支援センター」を設置し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図ります。

委託先：NPO 法人やすらぎの会

⑨ 訪問入浴サービス事業

(令和 8 年度予算額 10,183 千円)

寝たきりの状態にある身体障害児者に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供することで身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

(令和 6 年度～重度障害加算を新設。)

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
登録者数	13	13	15	13	13
利用延回数	642	604	611	616	595

⑩ 日中一時支援事業(日帰り短期入所)

(令和 8 年度予算額 28,415 千円)

障害者等の家族の就労支援や障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日帰りで障害者等を預かります。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
登録者数	53	58	54	54	59
実利用者数	18	21	21	23	25
延利用回数	464	477	528	414	603

⑪ 日中一時支援事業(タイムケア)

(令和 8 年度予算額 28,415 千円)

障害児を日中の一定時間預かり、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
登録者数	49	47	44	113	172
実利用者数	30	32	35	162	144
延利用回数	2,375	2,280	2,701	4,705	5,431

⑫ 福祉レクリエーション交流会

(令和 8 年度予算額 93 千円)

高齢者や障害者が健康で豊かな社会生活を送れるよう、老人クラブや障害者福祉団体等が参加するレクリエーションを通じて社会参加を促進し、相互の親睦を深めます。

(事業開始年度 令和 6 年度)

⑬ 声の広報等録音発行事業

(令和 8 年度予算額 990 千円)

重度の視覚障害者に「市広報つるおか」や「市議会だより」を発行毎に音声データ化し、CD やテープで配布します。

事業開始年度 昭和 56 年度

令和 7 年度末現在利用登録者 16 名

令和 8 年度委託先：特定非営利活動法人鶴岡福祉村 障害者支援オフィス「ひので」

⑭ 身体障害者用自動車運転免許取得・改造助成事業

(令和 8 年度予算額 600 千円)

自動車（本人運転用・介護用）の運転免許取得にかかる経費や車両の改造に要する費用を助成し、障害のある方の社会参加を促進します。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
件 数	2	4	5	4	5
助成金額	200,000	393,100	489,400	439,500	577,250

(5) 障害者の居住支援

① 障害者支援施設

施設入所者への夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護を行います。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
実利用者数	223	218	213	211	207
延利用日数	77,705	73,096	71,624	70,141	70,067

② 共同生活援助（グループホーム）

知的障害・精神障害者に対し、共同生活を営みながら相談や日常生活上の援助を行います。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
実利用者数	241	242	249	247	255
延利用日数	79,784	77,140	76,178	75,504	80,791

③ 療養介護施設

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において必要な医療や訓練、生活指導を行います。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
実利用者数	22	22	22	21	23
延利用日数	7,979	7,802	7,881	7,647	7,727